

幹部国家公務員を特別職とする法案 【内閣法、国家行政組織法等の改正】

<立法の背景・趣旨>

現行の制度では、事務次官、局長などの幹部国家公務員は、一般職の職員として位置付けられ過度の身分保障を受けており、政治主導による任用がなされていない。

→ 幹部国家公務員を特別職と位置づけ、政治任用を可能とする必要がある。

- ① 幹部職員（事務次官、局長等）を特別職の国家公務員とする。
- ② 幹部職員の任免のほか、法令遵守、守秘義務、営利事業からの隔離、退職管理等の所要の規定を整備する。

現 行

幹部職員（事務次官、局長等）は、
一般職の国家公務員



本 法 案

特別職の国家公務員とした上で、
任免のほか、法令遵守、守秘義務、
営利事業からの隔離、退職管理等
の所要の規定を整備する。

※人事院、会計検査院、行政委員会、
警察庁、検察庁、公安調査庁以外の
実施庁等は対象外。